

「シンガポール：余剰労働力対策ガイドラインを発表」

三菱東京UFJ銀行
国際企画部CIBグループ

5月17日、人材開発庁（MOM）は、経済減速による企業活動の低下を踏まえて『余剰労働力ガイドライン』を発表しました。本ガイドラインには、「月次可変部分給与（MVC）」を導入していない企業について基本給を最大10%削減することを認めること、労働日数削減を従来の「週2日まで」から「週3日まで」に拡大することが盛り込まれています。

5月17日、人材開発庁（MOM）は、経済減速による企業活動の低下を踏まえて『余剰労働力ガイドライン』を発表しました。本ガイドラインは、シンガポール全国経営者連盟（SNEF）、全国労働組合会議（NTUC）と政府の3者で協議して作成されたものです。

今回の政府発表の要旨は以下の通り。

1. 基本給を最大10%まで削減可能に

「月次可変部分給与（MVC＝Monthly Variable Component）」を導入しておらず、かつ、賃金削減が必要な企業について、基本給の一部をMVCとみなし最大10%まで削減することを検討できるようにする。

マネジメント・スタッフについては10%以上の削減が可能である。企業は、雇用の確保を行い、将来ビジネスが回復した際には、給与を元に戻すものとする。企業は、社員（組合がある場合は組合）に給与カットの理由を説明するものとする。

2. 労働日数の削減

- (1) 社員に有給休暇のうち50%分までの取得を要求することを認める。
- (2) 一週間当たり3日までの「就労しない日」の設定を認める。適用期間は3ヵ月間。（※従来は、一週間当たり2日までの「就労しない日」の設定が認められていた。適用期間は2ヵ月間だった）。「就労しない日」を適用された社員に対する給与支払は、通常の日当の半額未満になってはいけない。
- (3) 労働日数削減により「就労していない状態」になった社員については、スキル・トレーニング（SPUR＝Skills Programme for Upgrading and Resilience）への派遣を検討すること。

《 参照サイト：シンガポール政府人材開発庁（MOM） 》

http://www.mom.gov.sg/publish/momportal/en/press_room/press_releases/2009/20090517-Updated_Guidelines_on_Managing_Excess_Manpower.html

本レポートに関するお問い合わせ先
国際企画部 C I B グループ 北村広明
E-mail: hiroaki_2_kitamura@mufg.jp
TEL: (東京) 03-3240-7864

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。